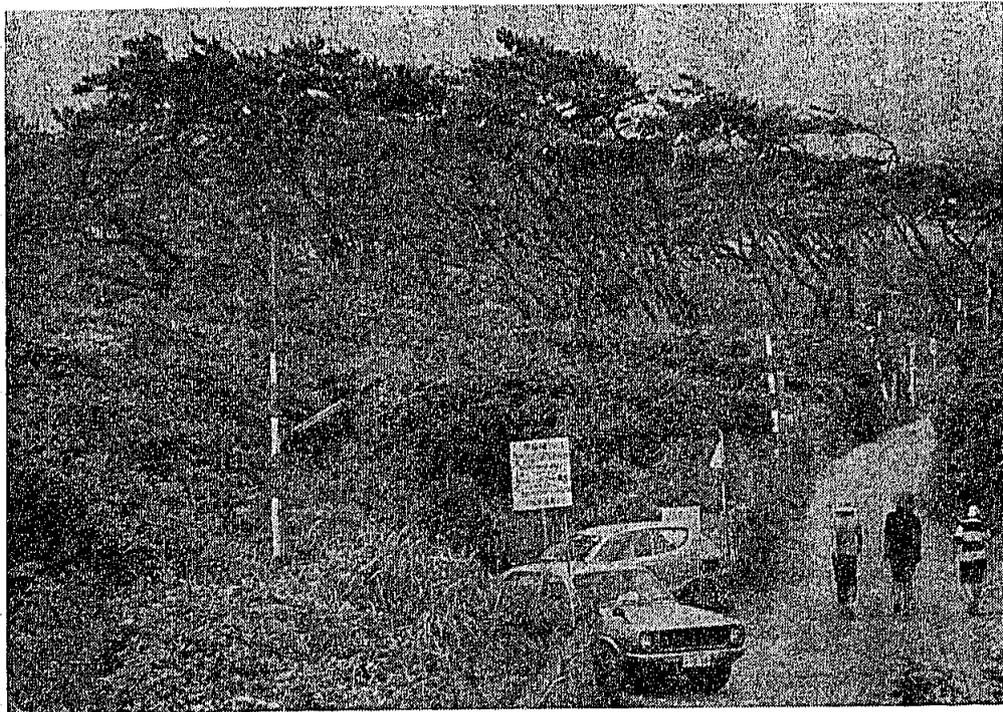




場 所 役 者  
 守 莊  
 行 町 任 辻  
 岡 垣 責 長  
 岡 垣 町 長



とどいたら、まず、とじましよう。

# 「岡垣町同和問題に

## 理解と協力を」

去る三月映画「八鹿高校事件」の試写会や元同和对策審議会委員である北原泰作氏の講演会に公民館を貸したと、岡垣町議会が同和予算を減額修正したことに部落解放同盟遠賀郡地区協議会（略称解同遠賀郡協）は抗議し、交渉をせまりました。このため町議会、町当局は五月二十九日午後三時から町民参加のもとに交渉を受けることにしました。

そのためには町民の皆さんにピラ、ニュースカー等で参加をお願いし、同日午後一時からこれまでのいきさつを知って頂く必要から「岡垣町同和行政をめぐる経過報告町民集会」を六百五十名の参加のもとに行いました。三時からの交渉は解同側から当事者能力のない町民の前での交渉には応じられないとの理由で解同郡協が来ませんでしたので中止となりました。

町民の皆さん方には、ご心配やご迷惑をかけていることを遺憾に存しています。同和問題の解決に

### 波津海岸の防風林

西高陽区 田中陸生氏提供

### 町民の動き

(五月末現在)  
 人口 二一、八二八人  
 (前月比増二二三人)  
 男 一〇、四三八人  
 (前月比増五二人)  
 女 一一、三九〇人  
 (前月比増七〇人)  
 世帯数 五、八六九世帯  
 (前月比増四一世帯)

何よりも重要なことは全町民の皆さんの理解のもとに行われ支持される方向でなければなりません。当日の集会の経過と今後の方向を明らかにして理解と協力を得たいと存じます。

### 町長

昭和四十八年七月部落解放同盟中間遠賀地区協議会（略称解同中遠地協）から十九日間に及ぶ徹夜の行政糾弾を受けました。そして「同和行政に対する唯一の代表団体は同地協とするいわゆる窓口一本化で町長はその実現のため職を賭して努力する」旨の覚書と協定書のほか「解同から批判された場合は直ちに辞職する」旨の町長以下課長、係長までの自己批判書と確約書を取り交したことから、同和行政については解同の意見をほとんどとり入れて実行しなければならなくなりました。

町議会はこれに対し同年十月、窓口一本化反対を決議、覚書等の撤回を町長の勧告、また同和事業費のうち解同関係負担金を減額しました。私は勧告にしたがい

覚書等の返還を解同中遠地協に要求しましたが応じられず、同和行政をめぐる紛争が続く中で議会と相談しながら同和行政をすすめてきました。

解同の要求の中で活動費、行動費ならびに解同郡協補助金等は町単費（国や県の補助金）がつかない町単独の財源）で支出せねばならないのでありますが、年々要求は急上昇し、昭和五十一年度当初予算では約一千万円が要請されたのであります。私は前に述べました同和行政に対する唯一の代表団体である同地協と協議協力して行くとした立場から要請の予算を提案したのであります。議会は地元地区の解放のためには出さなければならぬが、そう言う上郡団体のものは出せないという考えから修正されました。その主なものは解同郡協からの要請に対するものであります。四百四十四万二千円の修正案が議会側から動議として出され、十四対三の多数をもって可

決されたのであります。日本の現在の政治は議会制民主主義によって行われています。町民の意思を代表する町議会において決定されたことは、町長として守らねばなりません。

ところが五月二十九日、前に申しました通り解同郡協から対町交渉申入れがあったのであります。私としては今までと同じ方法でこれに望み、覚書等を書かねばならないようなことはできません。主権は在民でありますので皆さん方の意見を聞きながら、その線にそって行きたいと思い、一時から集ってまいりました。そして三時から町民みなさんの前で町執行部と議会が解同郡協と交渉をもつことにしたのであります。

皆さま方の素直な意見をお願いし、報告と致します。

**議長**

私たちが議員の職責は住民の意志を代表し予算を審議し決算を認定し条例の制改廃を行う、こういう三つの原則があるわけでありま

す。町長から報告されましたように四十八年七月七日の勉強会には私たちが参加しておりましたが、その交渉のあと町長は解同中遠地協から一方的な覚書等の四つの文書を取り交されました。

同年十月五日の本会議で私たちは今申しました原則にのっとって

その可否を議決いたしました。即ち窓口一本化反対と同和予算の一部修正の決議で、お配りしましたピラにそのことが書いてあります。

唯一の正しい部落解放運動団体は解同同盟のみであるとする考え方を一方的に主張し、おしつけることは根本的に誤っていること。正しい部落解放に関しては対象地区がある場合、公平、平等に全体的に利益が受けられるよう考えなければならぬこと、又町民参加の民主的の同和行政を確立しなければならぬという基本的な考えにたつて三つの決議をしたわけでありま

す。そしてその後先進地視察をするなど学習を重ね現在に至っております。元同和对策審議会委員でありました北原泰作氏をお招きして、私たちの自主的、積極的な同和問題学習講演会に中央公民館を貸したことは解同の認めない不適格な講師を招いての催しで、差別行政であるとして抗議を受けたのであります。

議会と致しましては自主的に自分たちの良心に基いて勉強したことであって何等抗議を受ける理由はありませんという文書をもって回答いたしました。ところが同じ内容の抗議書が町長、教育長にもきていました。特に公民館を管理されている教育長に対してその後交渉の申し入れ

が続いていたわけでありま

す。その交渉が本日に設定されたのであります。同和問題は町民相互の理解協力の中ではないで解決できるものであると考

えます。その考えをもとに三月定例議会の予算審議の中で町長が提案した予算を審議いたしました。その結果同和予算の一部を減額修正し、その修正に当っては原則的な考え方として町長に申し入れ福祉予算に充てるという付帯事項をつけて決議したのであります。

そのように私たちはあくまでも町民皆様方の代表であります。その中でやはり同和地区の方も一般住民の方もその行政の枠の中で議会も協力しあいながら今後同和行政が進められることが基本であると考えます。

**町民代表の意見発表**

今後皆様方のご理解を得て同和行政が、解放運動が充分に突ると、発展することを心から祈念いたしましてご挨拶と報告にかえさせていただきます。

での予算修正という今回の英断に心から感謝したいと考えます。然もその修正が町の同和行政・同和教育に対しては万全を期して予算を惜むものではないということ

を承った時、筋を通した議会の考えに感謝致します。しかもこの予算が町の該当地区の方々のものではなく解放同盟の上部組織の運動費・行動費であると聞いた時「何故町が町民の税金を出さねばならないか。そんな金があるなら住民の福祉に」とは当然のことであり、又それが町民代表の議員の任務であるとの自覚から、本日の町民集会に於ける報告に町民を思う町長・議会の心を有難く感じ、更に今後ともこうした筋ある修正は堂々とやるべきであり、議長の報告の中にあるように本町同和問題には、心から万全を期して頂きたい事を要望いたします。

又、経過報告の中で、昭和四十八年七月の十九時間に亘る解同同盟の糾弾による覚書、協定書、自己批判書、確約書の件については、町民として驚きの外はありません。

町執行部・議会関係者の勇氣と町長に文書の破棄と町議会の活動を支持し、今後正しい明るい同和行政が一日も早く確立されることを望むものであります。町民の理解と納得のいく同和行政こそ其の解放につながるものと信じます。

今迄のような解同同盟と行政との問題でなく、その中に主権者である町民が参加して話し合いによる場を作るべきで、その上に立って今後岡垣町の同和行政が正しくなされ、確立して行くことを期待しています。

町民代表四人の登壇があり大略以上のような主旨の発表がなされました。

**町職員組合委員長**

私たちはこの部落解放問題については労働者という立場と、もう一つは行政の職員という立場の二面をもってあります。私たちは、部落解放同盟の一部の人達の間違った解放運動に対しては、間違ったことは間違ひ、正しいことは正しいと、はっきり勇氣をもって言えるように頑張っていきたいと思っております。

私達は其の部落解放を目指して労働者という立場と、そして行政職員という立場から其の部落解放のために岡垣支部の人達と手を取りながら、そしてその同和行政が全国民そして住民の理解と支持を得られる同和行政に推進していくようにそういう闘いをやりたいと思っております。全国で六千部落三百万の部落の人達がいます。その人達は社会的にも経済的にも長い歴史の間差別を受けて来てお

ります。私達労働者もそういう共通点をもっております。

今後部落解放運動は複雑なこともありましようけれども私達は真の部落解放を目指し闘うことを確認したいと思ひます。

そして、岡垣町正しい同和行政を確立する町民集会の名において次のような集会決議がなされました。

集会決議

本日集会の中で、強く住民代表からも、意見発表がありましたように今後の部落解放運動団体との対町交渉は、町民参加のもとに堂々と行なうものである。

尚部落解放同盟中間遠賀地区協議会との間にとり交せられていた「覚書」「協定書」「確約書」「自己批判書」は、破棄する。中間遠賀部落解放対策推進協議会から脱会すること。今後の町同和行政は、憲法と地方自治法、同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法に基づいて町民の支持と理解のもとに行う。

この立場から行政と運動団体とは、明確に区別し正しい協力、協調関係を確立し、広く町民の参加する「同和対策推進協議会(仮称)」を設置し、部落解放達成のために積極的の努力することを決議する。

昭和五十一年五月二十九日  
岡垣町正しい同和行政を確立す

る町民集会

それに対して町長は次のような表明をいたしました。

決意表明

本日の同和行政をめぐる経過報告町民集会(正しい同和行政を確立する町民集会に改称)において決議された事項を次の通り集約して、決意を表明します。

一、今後の岡垣町同和行政推進には、岡垣町同和行政推進協議会(仮称)をすみやかに結成して同和行政を進めてまいります。この協議会には、町内各種機関

とどいたら、まず、とじましよう。

を網羅して結成いたします。

二、今後の解放同盟との交渉には、必ず住民の参加を得た上でしか実施しません。

三、昭和四十八年七月七日取り交した覚書、協定書、批判書、確認書は破棄いたします。

以上決意表明します。

昭和五十一年五月二十九日  
岡垣町長 辻 守莊

これをもとにして今後は広く町民皆さんの参加のもとに正しい同和行政のあり方を早急に確立すべく樹立、推進中であります。

第26回社会を明るくする運動

七月一日から三十一日まで

一趣旨 社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

二重点目標

【青少年の非行防止活動の推進】  
青少年の非行防止が、この運動の重点目標として採り上げられてから久しく、この間地域住民と関係諸機関、諸団体との連携による非行防止活動は次第に軌道に乗っております。しかしながら、その努力にもかかわらず、最近にお

のいわゆるあそび型、ないし逃避型の非行が増加する傾向にあり、まことに憂慮すべき状況にあります。

次代を担う青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることは、関係諸機関、諸団体はもとより、国民すべてに課せられた責務であることを自覚して、それぞれ

の立場において非行を誘発する諸要因の除去に努める等実情に即した諸活動を更に強力に推進する必

要があります。

今回の運動は、このような観点から、国民一人一人の理解と参加を得て、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生に力を尽くし、明るい社会の実現を期そうとするものです。

標語 つなぎあう手と手で  
非行のない社会

主唱 法務省

(教育委員会)  
(民生課)

離婚後も婚姻中の氏(姓)を名のることができます

このほど、民法の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。

これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三か月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律施行前三か月以

内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。くわしいことは、住民課戸籍係でお尋ね下さい。

(住民課戸籍係)

水泳の心得

夏プール遊び、海水浴のシーズンの到来です。これだけは心掛けておきましょう。

十分な準備運動を

不十分な準備運動は心臓マヒを引き起します。よく運動なしで飛び込む方がありますが、こんなのは論外です。

冷たい水に急に入るとからだの

表面の血管が急に収縮して、一時に多量の血液が心臓に集中して、心臓はその圧力に抗しきれないからです。泳ぐ前に水を体にかけてたり、シャワーを浴びるのもそのためです。

日やけはほどほどに

日やけはからだを消耗して疲労を大きくします。日やけは、日光の紫外線からからだを守るための自然の防衛作用であります。紫外線が体内に入らないように、皮膚に防護をつくるのが色素です。このメラニン色素は、からだを構成するタンパク質を動員しますから、日やけはからだを消耗して疲労を大きくすることを意味しています。日やけはほどほどにしましょうと、せっかくなの水泳が「ヤケド」と肉体の消耗に終わってしまうことになりません。

泳ぎに適した時刻を

水泳時間は、日中は日差しが強く、疲労しますから午前中は10時から11時までの1時間、午後は1時30分から3時30分ぐらいまでが理想でしょう。

朝や夕方は水温が低くけいれんが起きやすく、疲労しやすく、また、事故の発生しやすい条件が重なりますから避けましょう。特に夜間の水泳は謹しみましょう。水温や休憩時間に注意

疲労しにくく、事故防止の上からもからだに及ぼす負担の少ない水泳に適した温度は、23度から24

度というところです。

泳ぎは、全身の筋肉が参加するほどの激しい運動ですから、全身の血液も筋肉に集中する必要がありまます。ところが、食後1時間位は、胃や腸の消化器系に血液が集まりますのでこの間は休憩することが必要です。

疲労しない泳ぎの工夫

あらゆるスポーツの中で、水泳は多くのエネルギーを消費する効率の低い運動はありません。ハイキングが30%、サイクリングが13%、ランニング20%というのに水泳は3~5%という悪い効率の運動です。水泳は、浮力がついて、からだがかたく感じ、涼しいから快感もあって、つい疲労困ぱいまで泳いで遊んでしまう不思議な運動です。水に入っている時間よりも、海浜やプールサイドの休憩時間を長くするように心掛けることが肝要で、10分水に入ったら15分、20分水に入ったら30分休憩するといった具合に十分な休憩を心掛けます。泳ぎの方法は、バタフライ、クロールは疲労しやすく、平泳ぎが適した方法です。

最近の海岸は、ガラス片等でのケガや虫さされ等少なくありません。海に持参する外用薬として

は、日やけ防止に亜鉛華オリーブ油、チンク油を、ケガ等の消毒用にオキシフル、虫さされやかぶれにアンモニア、テープばんそう膏

などがよいでしょう。このほか、かせ薬の準備もおきましましょう。

夏の一日は長く、陽気なものです。夜遊びも多くなりましよう。このためには、常日頃の規則正

婦人学級開設

学級生を募集します

一目的

婦人は通常結婚し、子どもを育て、家事をととのえる等家庭を中心とした生活を営んでいます。急激な社会構造の変化は家庭生活にも予想以上に影響を与えています。このことから社会に対応できる家庭生活、社会生活に婦人として必要な知識を習得し、教養を高めることを目的として婦人学級を開設します。

二募集要項

- ・主催 岡垣町教育委員会
- ・開設期間 昭和五十一年七月から昭和五十二年二月迄
- ・時間 午前九時三十分から十二時
- ・三開級回数 十二回程度(月二回)
- ・開設場所 中央公民館(吉木)
- ・学習内容(計画)
- ・開級式の日話し合いの上、決定します。

しい生活が必要でです。規則正しい生活の上に立って楽しい夏を過し来るべき厳しい冬のために健康を増やしておきましょう。

(教育委員会)

申込締切日 七月十八日(水)  
開級する日(第一回学習日) 八月五日(木)  
午前九時三十分  
申込方法  
中央公民館又は東郷公民館に申込んで下さい。(電話による受付けはいたしません)  
学級生は学級開設期間中継続して参加できる固定メンバーとします

参加費 いりません

・定員 四十名(但し定員になり次第締切ります)

高校生のアルバイト

(15才以上18才未満の年少者)

◇次の業務などに使用することは法律で禁じられています(労働基準法第六章)

- ・酒席に侍する業務
- ・特殊の遊興的接客業における業務(待合・料理店・バー・キャバレー・クラブ・ダンスホール等)
- ・運転中の機械の掃除、検査、修繕など危険な機械や装置を扱う業務
- ・五メートル以上の高さの場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
- ・重量物を取り扱う業務

- ・水銀、硫酸、鉛等の毒劇薬(物)
- ・その他有害な物質又は爆発性
- ・発火性もしくは引火性の物質を取り扱う業務
- ・抗内(トンネル)における労働

◇労働時間は原則として一日八時間をこえてはなりません。

◇時間外労働・休日労働および深夜業(午後十時から午前五時まで)をさせてはいけません。

◇労働時間が六時間をこえるときは、途中に四十五分以上の休憩時間を与えなければなりません。◇休日には少なくとも毎週一回与えなければなりません。

不明の点は中央公民館にお問合わせください TEL 22218

# 15才未満の児童(中学生以下)は 労働者として使用できません

◇例外として

・12才以上の児童(中学生)は「新聞配達のように仕事の内容が健康、福祉の面で有害でなく、かつ軽易なものに限り修学時間外に使用することが認められています。」

・映画、演劇の子役には12才未満の児童(小学生以下)であつても使用することが認められています。

いづれも労働基準監督署長の許可が必要です。

◇12才未満の児童(小学生以下)をたとえ「新聞配達」であつても使用する事はできません。

◇12才以上15才未満の児童(中学生)を次のような業務に就かせることは児童保護の面でも問題があ

りますので、労働基準監督署長は許可しないことにしています。

・製造業、鉱業、建設業、運送業等工業的部門の業種における業務。

・旅館、料理店、飲食店における業務。

・パチンコ店、ボウリング場等の娯楽場における業務

・エレベーターの運転業務

社会経験も乏しく、心身ともに成長過程にあるアルバイト生徒は周囲の環境にそまひやすいところ。 (飲酒、喫煙等) 大人たちが良い指導をするように心がけましょう。

労働省婦人少年室協働員

谷口ひと

## 窓口の手引

▼**謄本・抄本**、一般に、もともとなる文章(「原本」という)の内容を全部完全に写した書面で、原本の証明として作成されるものを謄本といひ、原本の一部だけを抜粋して写したものを抄本といひます。

したがって、謄本・抄本という

場合、戸籍の謄本・抄本のほかにも、住民票の謄本・抄本、登記簿の謄本・抄本などがあります。

▼**世帯、住居**を同じくし、生計を同じくしている者の集団を「世帯」といひ、その世帯の長を「世帯主」といひます。

▼**戸籍** 人が生まれて死ぬまでの間の身分関係を、公に記録し、かつ、その身分関係を公に証明することを目的とする制度が戸籍制度であつて、その身分関係を記録した公正証書が戸籍だといえます。

したがって、戸籍は日本国民についての身分関係や国籍関係を公証するという機能をもつから、日本国民の国籍証明の手段として利用されるとともに、身分関係、相続関係、扶養関係等の証明の手段として利用されています。

▼**住民票** 戸籍に対して住民票は住民の居住関係を記録された公正証書だといえます。

戸籍の本籍は自分の都合のよい場所におくことができますから本籍と現住所はかならずしも一致していません。

住民票は個人を単位にして、その住所地に一世帯ごとにつくられています。個人については、その氏名、出生年月日、男女の別、世帯主の氏名と続柄、本籍、住所のほか、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金の被保険者の資格、米穀類の配給に関する事項などが記録されています。

住民票は、その市区町村の住民の届出によって作成されます。したがって、住民は、住所を移動したときには、従来の住所地の

の市区町村長に転出届を出すとともに転入地の市区町村長にも転入後一四日以内に転入届を提出すべきものとされています。

岡垣町の場合、転入、転出、転居の移動届の際、区長の異動報告書(一般に区長の証明といっている)を添付していただくことになっています。

もし正当な理由もないのに届出をおこたっていると、二〇〇〇円以下の過料に処せられます。

▼**戸籍の附票** 住民票には本籍が記載されていますが住所地の市

## 初夏の内浦史蹟めぐりを 家族連れでどうぞ

### 家族連れでどうぞ

むかし内浦は、都から大宰府への官道筋としてさかえたと言われています。史跡散歩を次の様に行ないますので家族連れでご参加ください。

日時 七月二十五日(日)

午前八時三〇分

集合場所 内浦農協横広場

巡路 善財坊、五仏、助六、長如佐一郎の碑、亀石、名切の宿、長瀬寺、海蔵寺、方庵寺  
解散 午後二時予定

(岡垣歴史文化研究会)

## 人権コーナー

私達が社会生活を営んでいると、好むと好まざるにかかわらず、いろいろな紛争に巻き込まれることがあります。

さて、もしあなたが、このような問題の当事者となったとき、どうされるでしょうか。  
▼借地に建てた家を売りたいと思

区町村長は、この記載に基づいて、住民の住所を本籍地の市区町村長に通知しなければならぬことになっています。そして本籍地の役場では、それによって、戸籍に付随して戸籍者の住所を表示した「戸籍の付票」を作成することになっています。

したがって、住民のみならず、住所の移動を正確に届出していたら、戸籍の付票を見ることによって、あなたの現住所をさがすことが出来るようなくみになっております。

住民課 戸籍係

いますが、売ることを地主は承諾してくれません。どうすればよいでしょうか。

(答え) 地主が正当な事由がないのに承諾をしないときは、借地人は地主の承諾に代わる許可の裁判を求めることが出来ます。

▼私が住んでいる借家を買った新しい家主から、借家契約をしていないとの理由で明け渡しを求められています。応じなければなりませんか。(参照 借地法九条の二)

(答え) 借家が売却されて家主が交替しても、その家に居住している借家人は、新家主に対して引き続き借家権を主張することが出来ます。(参照 借家法一条)

▼私達家族は、夫が契約主となって家屋を賃借し居住してきましたが、夫が死亡したところ、家主から「契約主が死亡したから明け渡し。」との要求を受けました。応じなければなりませんか。

(答え) 賃借権を相続したことになりますので、夫が死亡したという理由のみでは明け渡しに応じる必要はありません。

▼住宅が古くなったので、改築したいと思ふ工事の足場等の関係で工事中隣地を使用させて頂いたと隣家に申し入れましたが、なかなか承諾してくれませんが、

どうしたらよいでしょうか。

(答え) 土地の所有者は、建物の築造または修繕のために必要な範囲で隣地の使用を請求することが出来ます。

しかし、隣人に損害を与えた場合には、賠償しなければなりません。

▼私は土地を売却することになりましたが、権利書を紛失してることがわかりました。  
(1)権利書の再交付を受けることが出来ますか。  
(2)売買による登記を申請する場

合、権利書がないと受理されませんか。

### 香典返しとして寄付

住民課戸籍係

(答え) いわゆる権利書は、「権利三関スル登記済証」のことですが、登記済の再交付はされませんが、売買による所有権移転登記において、登記義務者(売主)の権利に関する登記済証が提出できませんときは、これにかえて、登記義務者の人違いなきことを保証した書面を提出して登記を申請することが出来ます。

### 社会福祉協議会へ

- 一、手野区故占部ツル殿89才 昭和51年5月19日死亡 占部 力殿より
- 一、糠塚区故野田イソ殿88才 昭和51年5月17日死亡 野田俊雄殿より
- 一、海老津区故森 光子殿49才 昭和51年5月22日死亡 森 定四郎殿より
- 一、野間区故武藤恵喜殿77才 昭和51年5月25日死亡 武藤美代殿より
- 一、原区故安部金十郎殿80才 昭和51年6月7日死亡

### 老人クラブ寿会へ

- 一、糠塚区故野田イソ殿88才 昭和51年5月17日死亡 野田俊雄殿より
- 一、原区故安部金十郎殿80才 昭和51年6月7日死亡 安部文明殿より

## 少年の万引が

## ふえていきます

毎年、県下で約二、三〇〇人の少年が万引で補導されており、本年はさらにふえております。これらの少年の大半は中、高校生で、遊びの延長としての非行です。これを放置すれば万引が習慣化し、さらに凶悪な非行への入口ともなり、少年の一生を台なしにすることになります。警察では市町村、商店などと協力して総合的な万引防止対策をすすめています。次のことな注意して万引防止に協力してください。

◎ 万引の実態

- 〔学職別〕
  - ・中学生と高校生の万引きが七六、四〇%を占め、中学生が増加しています。
  - ・万引は二、六人の同級生グループで行うのが特徴です。
- 〔時間、場所別〕
  - ・一四〜一六時の間に七〇%が発生しています。これは下校時と午後の遊び時間に相当します。
  - ・スーパーマーケットでの万引が六〇%で最も多く、次いでデパート、一般商店の順となっています。

### 〔原因動機〕

- ・店頭の商品を見ているうちに

欲しくなって我慢できず、万引した少年が七〇%で最も多く、次いで友人から成功話を聞いたり誘われてなどの順となっています。

◎ 防止対策

- 〔家庭〕
  - ・日頃から子どもに万引は非行のはじまりであることを教えましょう。
- 〔地域〕
  - ・子どもの着ている衣類、勉強部屋、所持品、交友関係などに気をつけ、不審な点は放置せず、に必ずはずりさせましょう。

### 〔業者〕

- ・万引のほとんどはデパート、スーパーマーケットで行われています。
- ・学校の先生、PTA、婦人会、少年補導員など地域ぐるみで万引防止について話し合いをしましょう。
- ・みんなでスーパーマーケットなどの売場を調査してみましよう。
- ・商品の積上げによる死角の解消

を図るなど陳列方法の検討改善を図りましょう。

。店員の配置、指導などにより万引の予防、監視体制を強化しましょう。

。万引少年を発見したときは保護

者等に連絡すると共に直ちに警察署の少年係に連絡してください。

(折尾警察署  
岡垣町青少年問題協議会)

# 奉仕する人 ①

## 一、ボランティアの意味

ボランティアとは、「社会事業活動に無給で奉仕する人」。

「社会福祉について専門的知識の有無を問わず、その目的や仕事に共鳴し、福祉問題を解決するために、報酬などを期待することなく自らすすんで活動する人」と定義されている。

## 二、市町村青年ボランティア連盟

### の目的

社会愛動のほげしい今日、ともすれば相互扶助の精神を失いがちになることは、憂うべきことである。しかし、いつの社会にも精神的に肉体的に、経済的に欠ける人が多く、この隣人のために愛の手をさしのべることは、人間誰しもがもつ本能的な人間愛といわねばならない。

しかも、われわれ個人も家庭も、社会の一員である以上、われわれがその余力を社会のために尽すこ

とは、単に奉仕というよりも社会人として当然の行為であり、むしろ義務感をもたねばならない。

青年ボランティア連盟は、研究

と研修の機会をもち、地域社会の福祉(幸福)を高める諸活動に対する理解を深め、率先して明るい豊かな郷土の社会建設のため、ひいては福祉国家建設のためにボランティア活動を推進することを目的とする。

## 三、兵庫ボランティア憲章

ボランティアは

- 1、人間尊重の精神と良心の命ずるところにしたがい、主体的・創造的に活動する。
- 2、活動の場における責任を自覚し、約束を守り、誠意をもって活動する。
- 3、社会福祉機関、施設、病院その他あらゆる活動の場で定められている規則、方針を遵守する。
- 4、活動の場における種々の人間

関係を重視し、相互理解の精神によって交りを深める。

5、その活動の過程で明らかにな

った社会福祉の課題を解決し、あるいは改善するという社会的役割をもっていることを念頭におき、そのための努力をおしめない。

6、社会的道義の立場から、活動

# 暴走族追放にご協力を

民生課

を通じて知り得た秘密を他に漏らさない。

7、その活動に対する報酬を受理しない。

8、その活動の社会的役割にたらずして、たえず自己を鍛練し、より優れた活動をなすよう積極的に努める。

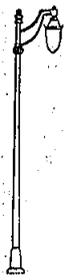
。子どもの深夜外出は絶対やめさせるようにいたしましょう。

。暴走族の危険性や違法性について話し合い、子どもの好奇心を正しい方向に導きましょう。

。県民総ぐるみの暴走族監視運動を展開しましょう。

。暴走族も家族の一員です。子どもの行動に注意し、家庭の破壊につながる芽を摘みとりましょう。

交通事故をなくす  
福岡県県民運動本部



## 簡易郵便局開局の

### おしらせ

今回岡垣町野間地区に簡易郵便局が設置されました。

取扱内容その他は次の通りです。みなさまのご利用をお願いいたします。

#### 記

場所 岡垣町野間六一六番地の

#### 四

電話 ⑥六六三九

委託者 花田通子

開局日 昭和五十一年八月一日

取扱内容 郵便、貯金、為替、

振替、国民年金、簡易

保険

(岡垣郵便局)

## 海老津駅構内

### 通行は危険です

国鉄を毎日ご利用いただきありがとうございます。

最近、白谷踏切方面からホームにあがって乗車されるお客様が多く、「危ない」とハラハラすることたびたびです。

構内の通行は危険です。

列車と乗車の際は少し早く家を出られて改札口へお回りください

※ことしも例年のように待合室で弁当の販売を弁当業者に許可しましたのでご利用ください。  
(国鉄海老津駅)

### 福岡県

### 警察官募集

試験期日

昭和五十一年八月八日(日)

試験場所

福岡市西区茶山

城南高等学校

受験資格

昭和二十四年四月二日から昭和三十年四月一日までに生まれた男子で、大学卒業者又は昭和五十二年三月までに大学卒業見込みの者(高校卒業者については十月中に実施予定)

受付期間

昭和五十一年六月二十八日から七月二十七日まで

申込及び問い合わせ先

福岡市中央区天神一丁目一番一  
福岡県警察本部警務課試験係  
電話〇九二七四二二三三

福岡県下の各警察署又は派出所、駐在所

### 家事相談室の利用

当裁判所では、家事相談室をもつて、夫婦、親子、扶養相談の問題など家庭内のもめごと及び親族間の争いごとなどについて毎日(但し日曜、祝日、土曜の午後を除く。なお毎週火、金曜日は午後六時まで)無料で相談に応じています。そして希望に応じて相談日に審判や調停の申立をすることが

できるように便宜を取り計らっています。  
相談の内容や申立された事件については、秘密が固く守られていますので、お気軽に相談室をご利用下さい。  
小倉北区金田二丁目四番一号  
福岡家庭裁判所小倉支部

### 「乗車定員十一人以上の家用自動車一台以上」をお持ちの事業所(主)は「安全運転管理者の届出」が必要になりました 昭和五十二年一月一日から

△届出を必要とすることになった理由  
最近事業経営の足として家用バスをお持ちの事業所が急激に増加し、この種車両による交通事故の危険性が高まっています。  
このようなことから、このほど道路交通法施行規則の一部が改正になり、多数の人命を預かる家用バス(乗車定員十一人以上)の適正かつ安全な運転管理を図るため、乗車定員十一人以上の家用自動車を一台上お持ちの使用者の方についても公安委員会に安全運転管理者を選任し届出をしなければならぬよう義務づけられました。

△該当する事業所は早目に安全運転管理者の選任届を  
この法律が適用されることとなるのは、来年一月一日からですが、当面乗車定員十一人以上の家用自動車を一台上お持ちの使用者の方は、折尾警察署交通課へ申出てください。  
※安全運転管理者の資格要件を備える者のいる事業所は、その旨の届出を早目に済ませること。  
※安全運転管理者の資格要件を備える者がいない事業所は安全運転

管理者として必要な教習又は資格認定を行います。  
△安全運転管理者の資格要件  
(一)二十才以上の者  
(二)自動車の運転管理二年以上の実務経験者  
ア、自動車運転管理一年以上の実務経験者  
イ、自動車の運転経験三年以上の者  
疑問の点がありましたら交通課にお問い合わせください。  
六九一〇三三一  
(内線二六一)

### 水巻登記所より

### お願い

登記簿の謄・抄本の請求または登記簿や図面などを閲覧に求められる場合は、  
(一)土地については所在(何市町大字何)地番(何番または何番の何)付番が付されているときは付番まで)  
(二)建物については所在(何市町大字何、何番地)、家屋番号(何番字何、何番地)を登記済証(縮

または何番の何)を登記済証(縮小)など確認の上おいでください。  
登記簿は土地は大字ごと地番順、建物は大字ごと敷地番順になっておりますので所有者名だけでは登記簿など検索できませんので申し添えます。  
(福岡法務局水巻出張所)

### 簡易保険創業六十周年記念

### 第八回「かんば資金」写真コンクール作品募集中です

一、テーマ  
簡易資金融資施設(学校、公園、公営住宅、道路、橋、市場など)を題材とした明るい作品  
融資施設は郵便局でお尋ねください。  
二、サイズ  
カラーはスライド35ミリ以上  
白黒は四つ切り(単写真、組写真いずれも可)  
三、作品の受付  
郵便局の保険窓口

四募集締切  
昭和五十一年八月十日  
五審査員  
秋山青磁(日本写真家協会会員)  
郵政省簡易保険局資金運用課長

六賞 カラー、白黒の両部それぞれに  
推せん一点 郵政大臣賞、賞金五万円、トロフィー  
特選二点 簡易保険局長賞、賞金三万円、トロフィー  
入選五点 簡保資金研究会理事賞、賞金一万円、楯  
佳作二〇点 賞品  
参加賞 応募者全員に粗品進呈

七その他  
詳しいことは、郵便局の保険係にお尋ねください。  
(岡垣町郵便局)

# 求人

芦屋更生企業(株)  
男子 二名 年令四十五才迄  
普通免許所持者  
女子 三名 年令四十才迄  
各種保険有り 給料其の他の詳細面談の上  
面接場所 岡垣町戸切三四四  
芦屋更生企業(株)事務所  
TEL270555  
面接日時 五十一年七月末まで  
午前八時から午後五時まで(日曜日除く)

## 『消防一九コーナー』

### — 気象と火災 —

火災は気象条件により大きく影響を受けます。  
例えば、湿度が下ると物が乾燥して、燃え易くなり、火災の発生率も高くなってきます。従って、消防機関は気象条件が火災になり易い基準に達した時は、火災警報を発令し、火の使用を制限して、火災警報が発令された場合は、次の制限を守り、あなたの周囲から火災を出さないようにしましょう。

1、山林、原野等に火入れをしないこと。  
2、屋外で、火遊び又はたき火をしないこと。  
3、屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の附

近で喫煙しないこと。  
4、残火、取灰又は火粉を始末すること。  
5、屋内において裸火を使用する時は、出入口等を閉じて行なうこと。

◎ 火災警報発令中  
火の使用制限!!  
◎ 管内火災救急発生状況 (S51、1、1よりS51、30まで)

町区	火災	救急
水巻	6	137
芦屋	10	87
岡垣	8	66
遠賀	0	62
合計	24	352

## 死を招くニス、シンナー

### などの乱用

◎ 恐ろしい乱用  
※肝臓、腎臓などの内臓障害、無気力、幻覚などの精神障害等による隣人同様となり、ついに急性中毒、呼吸困難、運動不能等により死亡します。  
※また、乱用が原因となって殺人、窃盗、暴行などの非行を行ってしまいます。  
◎ 防止の決め手は早期発見

※乱用防止の一番の決め手は、乱用少年の早期発見補導と常習少年の早期治療です。  
※希望に満ちた前途有為な少年を一時の過ちから早く立直らせ、健全な姿に戻すことが大切です。  
◎ 発見のためのポイント  
※息や衣服から薬品においがする。  
※顔色が悪くなり、食欲がなくなるなど元気がない。  
※酔ったような言葉や態度をしている。  
※勉強が嫌い、仕事嫌いになる。  
◎ 乱用や販売など処罰されます。  
※乱用少年はもちろん、乱用を知って少年にニス、シンナー、ポンド、セメダインなどを販売したり、与えたりすれば処罰の対象となります。  
※警察は悪質な行為に対しては厳しい態度で臨み、乱用から少年を守ります。  
◎ 乱用の実態  
※ニス、シンナー、ポンドの乱用が大半です(八五%)。

## 体力づくり

### 通勤トリム

一歩ケトリム  
歩くのは健康のパロメーターに  
もなり、血液の体操ですから老化の防止、ランニングの準備の運動

※購入先は、百貨店、スーパー、塗料店、雑貨店、です。  
※好奇心や悪友からの誘い、誘われ、次第に常習化します。  
※乱用少年の早期発見補導、立直り、公罰、寺内、自宅の勉強部屋で罰せられています。  
※息や衣服から薬品においがする。  
※ニス、シンナー、ポンドなど放置しない。  
※乱用の有害性、危険性を教える。  
※乱用常習者は早期に病院で治療させる。  
販売業者は  
。使用目的を確かめ、乱用のおそれがある者には売らない。  
。販売時には使用上の注意を与え有害性、危険性を説明する。  
。不審な少年は警察へ連絡する。  
。乱用少年を見かけたり、乱用の場所があるときは警察へ連絡する。  
乱用少年についてのご相談は、もよりの警察署の少年係、もしくはヤングテレホンふくおか  
〇九二一六五一—二八二八へ

としてもよく歩けトリム々の活  
用を考えてみましょう。

(イ)歩くスピードをあげよう

駅まで普通十五分歩くのなら、  
今日は十四分三〇秒、明日は十四  
分とピッチをあげて歩きます。

(ロ)歩き方のバリエーションをとり  
入れよう。

前を歩く人の足元をみると、実  
にさまざまな歩き方、足の癖があ  
るのに気づくでしょう。同じ調子  
で歩かず、歩くバリエーションを  
考えて、よい歩き方のフィリング  
をつかむようにしましょう。

。歩きながら足の踏みかえを五回  
は入れる。

。腰を意識的に押しだすように歩  
く。

。内股気味に歩く。

。角をまがる時はスピードをあ  
げ、足をクロス気味にする。

。ときどき腰のひねりを入れて歩  
く。

(イ)タイミングの勘を養う

前方の信号を見て、ジャストタ  
イミングで待ち時間のないように  
渡るため歩くスピードをコントロ  
ールするのも一つの方法でしょ  
う。

二ドライブのための三つのトリ  
ム

マイカー利用で出勤する人は、  
キイをさし込む前に次の運動をす  
ることを習慣化しましょう。

(イ)胸張り腕かかえ  
両手を大きく開いて胸を張り、

静かに上体をかがめ気味にして、  
両手をクロスして腕の付け根をか  
かえこむ運動(七回)

(ロ)ももの胸つけ歩き

両手で片足をかかえて、安全に  
ももを引きつけて胸についたら離  
し、次に反対足と交互に胸につけ  
ます。車の周りをゆっくりと歩き  
ながらこの運動をする。左右五回  
ずつ。

(イ)軽く膝のはずみを使って、腕を  
斜め上から振り下ろしながら「横  
8」の字々を一つ描くたびに上体の  
横回しを入れる運動。左右各三

### 高速道路では死亡事故を含む

### 交通事故が多く発生しています

福岡県の高速度道路では、今年の  
一〜五月の五カ月間に死亡事故四

件(四名死亡)を含む二二一件(一  
昨年同期二三〇件、死亡二件)が  
発生し、昨年より六〇% (死亡事  
故は四倍)も多くなっています。

これは一般ドライバーの方が高  
速道路に少しづつ慣れてきて(本  
当は慣れ)心に隙が生じている  
のではないかと懸念されます。高  
速道路での走行は一寸の油断も隙  
も許されません。

ドライバーの皆さん、高速度道路  
を走行する場合は一段と心を引き  
締めていただくとともに次の事項  
をかたく守って下さい。あなたと

回。  
(イ)から(ロ)まで三つの運動を毎朝行  
なえば、目覚め、事故防止、腰痛  
予防、足の衰えを防ぐ効果がでて  
きます。ドライバートリムとして  
セットしてください。



(「体力づくり」より)

ご家族の幸福のために

シートベルトは必ず着用する。  
これまでの死亡及び負傷事故の  
全部がシートベルトをしめてい  
ませんでした。しかもほとんど  
がシートベルトをしめてさえい  
れば一命をとりとめ、又はケガ  
をしないですんだ内容の事故で  
した。

二車間距離は十分に  
車間距離は一〇〇キロ走行で一  
〇〇メートル、八〇キロ走行で  
八〇メートル以上はとることが  
必要です。又車の直前に割り込  
むのは大変危険です。

三急ハンドル、急ブレーキは避け  
る。  
高速走行中の急ハンドル、急ブ  
レーキはスピン、横転事故のも  
とです。急ハンドルや急ブレー  
キをかけないでもすむようにス  
ピード、車間距離等十分注意し  
て運転しましょう。

## 小型船舶の所有者の皆様へ

四車両の点検は精密に  
。タイヤは摩耗していないか。  
。空気圧は十分か(通常より二  
割程度多い目に入れておく。)  
。ハンドル、その他操向装置は  
大丈夫か。  
。制動装置に異常はないか。  
。エンジンオイル、冷却水は十  
分か。  
五疲労が残るときは運転しない。  
高速度道路を走行中ねむくなった  
ら、無理をしないでサーピスエ  
リア、又はパーキングエリアで  
休憩しましょう。  
六スピードはひかえめに  
九州縦貫自動車道では時速一〇  
〇キロまで、関門自動車道では  
八〇キロまで出せますが、安全  
速度は八〇キロ又は七〇キロが  
適当です。又天候の悪いとき  
雨、霧、風などはさらに減  
速しましょう。  
(県警察高速度道路交通警察隊)

海や湖又は川などの水上を航行  
する船は陸上と違ってちよっとし  
た故障が尊い人命を失う大事故に  
つながることがあります。  
このような悲惨な事故を未然に  
防ぐため運輸省は昭和四十八年に  
船舶安全法を一部改正し、釣り  
船、モーターボート、渡し舟など  
の小型の船舶に検査を受けること  
を義務づけました。  
その中でも船の長さが十二メー  
トル未満の小型船舶については国  
の代行機関である日本小型船舶検  
査機構で検査を行なっております

日本小型船舶検査機構九州支部  
住所 福岡市博多区博多駅前  
三丁目十一番十六増田ビル  
電話 〇九二一四五一一五二〇〇